

「中小企業白書」

政府が毎年公表しているものに「中小企業白書」があります。この「中小企業白書」について説明します。

1. 「中小企業白書」とは

「中小企業白書」とは、中小企業基本法（図表1）に基づいて政府（経済産業省中小企業庁）が毎年国会に提出する「中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告」の略称で、中小企業（図表2）の動向を詳細に調査・分析した白書です。1964年以来毎年中小企業庁が国会に提出しており、2020年版が57回目になります。内容は最近の中小企業の動向、課題、当年度の中小企業施策などからなっています。また、この白書は、中小企業の現状や問題点をつかみ、将来展望をするのに利用し易く、中小企業が大半を占める小売業経営者にとって、業界動向や行政施策動向を知り、自店の相対的位置づけをはかるのに適した資料となっています。2020年版中小企業白書は、新型コロナウイルス感染症の影響や中小企業事業者における具体的な対応事例等についても掲載しています。

2. 2020年版「中小企業白書」のポイント（中小企業庁ホームページより）

第1部 令和元年度（2019年度）の中小企業の動向

- 企業の新陳代謝が進む一方で、生産性の高い企業の廃業も。
- 中小企業の目指す姿は多様であり、期待される役割や機能を意識した支援が重要に。

第2部 新たな価値を生み出す中小企業

- 賃上げと利益拡大の両立を図るためには、付加価値の増大が不可欠。
- 製品・サービスの差別化や新事業展開により、新たな価値を生み出すことが重要。
- 異業種企業や大学との連携、人材への投資が、中小企業の可能性を拡大。
- 製品・サービスの優位性を顧客に伝える取組や、取引条件の見直しが重要。

図表1 年次報告関連法規

中小企業基本法	内 容
第十一条	政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
2	政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

図表2 中小企業基本法上の中小企業の定義

業 種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種(②～④を除く)※	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業 ※	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、以下のとおり定めている。

- 【中小企業者】
- ①製造業
 - ゴム製品製造業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員900人以下
 - ③サービス業
 - ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員300人以下
 - 旅館業：資本金5千万円以下又は常時雇用する従業員200人以下

【小規模企業者】 ③サービス業

- 宿泊業・娯楽業：常時雇用する従業員20人以下

 「2020年版中小企業白書の概要」により当研究所にて作成

閑話ひとつ

- ▶ 「アフターコロナを生き抜くために、企業には将来を見据えた『経営戦略』が求められている」という記事を見て、以前読んだ本で紹介されたエピソードを思い出しました。
- ▶ ある登山隊がピレネー山脈を登山中、雪崩に遭遇しコンパスなど基本的な装備を失ってしまい、隊員たちは絶望の淵に追い詰められました。しかし、ある隊員のポケットに1枚残っていた地図を頼りに、尾根や谷などの地形を読み取り、ルートをみんなで組み立てた結果、奇跡的に下山できました。驚いた救助隊員がどうやって下山できたのか尋ねると「このおかげです」と言ってその地図を見せました。すると、救助隊員は笑いながら「これはアルプスの地図じゃないですか」と言いました。
- ▶ このエピソードの意味は、未来は不確実だが、大切なのはみんなが信じて進んでいけるかどうかで、企業経営にも同じことが言えるというものです。今年はみんなが信じられる地図を手にし、新型コロナウイルスを克服する1年になってほしいと思います。(MK)